女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第８条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

令和２年 11 月９日

坂之上建設株式会社

１．計画期間

・期間：令和３年４月１日から令和５年３月 31 日までの２年間

２．当社の課題

・課題：現場部門の採用者で女性の割合が低い。

３．目標

・目標：採用した現場労働者に占める女性の人数を１人以上とする。

４．取組内容と実施期間

・取組：求職者に対する積極的な広報を行う。
(女性が活躍できる職場であることについて広報する)

・実施期間：

令和３年４月～　会社ホームページを作成し応募者を募る。
社員の意識改革及び行動改革を促す。

令和３年６月～　採用ホームページ及びパンフレットにおいて活躍する女性社員を積極的に募集する行動を行う。